

専決処分の報告について

燕・弥彦総合事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 4 年 11 月 22 日 提 出
燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕・弥彦総合事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 4 年 9 月 1 日

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

燕・弥彦総合事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の次に1号を加える。

- (3) 管理者が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。